

## Tax news letter

# 2022年（令和4年）度税制改正大綱の主な改正点

2021年12月10日に与党より、2022年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層、中小企業オーナー及び中小企業に関係する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文の右側に記載した解説は、現時点で公表されている資料に基づいた筆者の個人的な見解が含まれており、今後提出される法案等の内容によっては異なる取り扱いになる可能性があります。

### <目次>

- I. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
  - 1. 中小企業における所得拡大促進税制の見直し
  - 2. 大企業向けの賃上げ促進税制の見直し
  - 3. 完全子法人株式等に係る所得税の源泉徴収の廃止
  - 4. 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し
  - 5. 交際費等の損金不算入制度
  
- II. 所得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
  - 1. 住宅ローン控除
  - 2. 大口株主等の要件の見直し
  - 3. 財産債務調書制度の見直し
  - 4. 居住用財産に係る譲渡所得の特例の延長
  
- III. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
  - 1. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し
  - 2. 法人版事業承継税制の見直し  
(参考) 贈与税の暦年課税制度について
  
- IV. その他の税目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
  - 1. 電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度
  - 2. 土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置
  - 3. インボイス制度の登録手続きの見直し（消費税）
  - 4. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式（個人住民税）

## I. 法人税

### 1. 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置の見直しを行った上で、その適用期限を1年延長（2024年3月31日）する。

項目	改正前	改正後
適用要件	雇用者全体の給与総額が対前年比増加率1.5%以上	変更なし
控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の対前年比増加額	変更なし
控除率	15%（最大25%）	15%（ <u>最大40%</u> ）
控除上限	当期の法人税額×20%	変更なし

#### <税額控除率の上乗せ措置>

- ① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合は、税額控除率に15%を加算する。
- ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合は、税額控除率に10%を加算する。

### 2. 大企業向けの賃上げ促進税制の見直し

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用に係る措置を改組し、2022年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。

項目	改正前	改正後
適用要件	新規雇用者の給与総額が対前年比増加率2%以上	継続雇用者の給与総額が対前年比増加率 <u>3%以上</u>
控除率をかける対象	新規雇用者の給与総額	雇用者全体の給与総額の対前年比増加額
税額控除	15%（最大20%）	15%（ <u>最大30%</u> ）
控除上限	当期の法人税額×20%	変更なし

#### <税額控除率の上乗せ措置>

- ① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合は、税額控除率に10%を加算する。
- ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上である場合は、税額控除率に5%を加算する。

（注1）資本金の額が10億円以上であり、かつ、従業員数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引き上げ方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を、インターネットを利用する方法により公表したことを届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

## 【税制改正の方向】（解説）

### 【減税】

中小企業が従業員の給与（賞与を含む）を1.5%以上増加させた場合の税額控除制度です。

積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに控除率を最大40%に引き上げます。

前期と比較して給与総額が2.5%以上増加した場合は、税額控除率に15%上乗せし、研修費等の教育訓練費の額が10%以上増加した場合は、税額控除率に10%を上乗せします。

増加させた給与は、当然損金になりますので、損金計上による法人税等の減少額と税額控除による法人税、地方法人税、法人住民税の減少額を合算すると、増加させた給与の約80%分の税負担が減少し、会社の実質負担額は増加給与の20%程度となります（上乗せ要件をすべて満たした場合）。

ただし、そもそも収める法人税が少ない会社は限度額に引っ掛かり、控除率40%の恩恵をすべて受けられない可能性があるため注意が必要です。

### 【減税】

大企業が賃上げを行った場合の税額控除制度です。2021年改正では、新規雇用の給与を増加させることを条件としていましたが、今回の改正では、「継続雇用者（前期と当期の2年間勤務している者）」の給与（賞与を含む）の総額を3%以上増加させることが条件です。

適用要件は、「継続雇用者」の給与増加率で判定しますが、税額控除は雇用者全体の給与総額の増加額に控除率を乗じて計算します。

税額控除率は、給与増加額が前期比4%以上アップで10%上乗せ、教育訓練費が前期比20%アップで5%上乗せとなり、最大で30%となりました（改正前から10%増加）。

ただし、資本金10円以上かつ従業員1,000人以上の大企業は、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とします。これは、賃上げ等の心意気を公に表明することを求めたものです。

(注2)「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者）に対する給与等の支給額をいい、「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。

(注3) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存をしなければならないこととする（現状は確定申告書への添付が必要）。

### 3. 完全子法人株式等に係る所得税の源泉徴収の廃止

一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととする。

- ① 完全子法人株式等（株式等保有割合100%）に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る）の発行済株式総数に占める割合が3分の1超である場合における他の内国法人の株式等に係る配当等

上記の改正は、2023年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。

### 4. 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し

少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものを除外する（所得税についても同様とする）。

また、一括償却資産の損金算入制度についても、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものを除外する（所得税についても同様とする）。

### 5. 交際費等の損金不算入制度

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入制度の特例及び接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

<中小法人に係る交際費の損金算入限度額>

区分	限度額
① 定額控除限度額（年800万円）	①と②のいずれかの選択
② 接待飲食費の50%相当額	

教育訓練費を増加させた場合の上乗せ措置を受ける場合には、研修等の実施時期、実施内容及び実施期間、受講者、教育訓練費の支払証明（領収書等）を記載した書類の保存が必要です（申告書への添付は不要となりました）。

教育訓練費の明細書の作成は、中小企業における所得拡大促進税制にいても同様です。

#### 【一】

完全子法人株式等と関連法人株式等に係る配当は、受取法人側で100%益金不算入となるため、配当時に源泉徴収された所得税（20.42%）は法人税申告で控除（又は還付）されます。

還付される法人税等について還付加算金が無駄に支払われているとの会計検査院からの指摘を踏まえて、源泉徴収不要に改正されます。これで、グループ会社間の配当について20.42%の税金を税務署に前払いする必要がなくなりますので、会社にとっては資金繰りの面でメリットがある改正です。

#### 【増税】

当期の利益を圧縮する目的として、自らが行う事業で使用しない少額な資産（建設用足場、ドローン、LED照明など）を大量に取得し、賃貸する節税スキームを防止するための改正です。

#### 【減税】

中小法人の交際費の定額控除限度額800万円が維持されることになりましたので、今後も800万円までの交際費は全額損金算入が可能です。

## II. 所得税

### 1. 住宅ローン控除

適用期限を2025年12月31日まで延長するとともに、住宅ローン控除の控除額等について次のとおりとする。

#### (1) 借入限度額・控除率・控除期間

##### ① 認定住宅等の場合

区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	2022～23年	5,000万円	0.7%	13年
	2024～25年	4,500万円		
ZEH水準省エネ住宅	2022～23年	4,500万円		
	2024～25年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	2022～23年	4,000万円		
	2024～25年	3,000万円		
既存住宅	2022～25年	3,000万円	10年	

(注1) 住宅の取得が新築、建築後使用されたことのない家屋又は宅建業者により一定の増改築等が行われた家屋以外の場合は「既存住宅」に該当する(下記②も同様)。

(注2) 認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

##### ② 一般住宅(①以外の住宅)の場合

区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
①以外の新築等住宅	2022～23年	3,000万円	0.7%	13年
	2024～25年	2,000万円		10年
既存住宅	2022～25年	2,000万円		10年

#### (2) 所得制限

適用対象者の所得要件を2,000万円以下(現状は3,000万円以下)に引き下げる。

#### (3) 中古物件の築年数要件

適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋は適合しているものをみなす)であることを加える。

#### (4) 床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅

個人が取得した床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋で、2023年12月31日以前に建築確認を受けたものの新築又は建築後使用されたことのないものの取得についても、住宅ローン控除の適用対象とする。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については適用しない。

#### (5) 適用時期

上記(2)及び(3)の改正は、住宅の取得等をして2022年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用する。

#### 【増税】

住宅ローン控除額が実際のローンの支払利息を上回るいわゆる「逆ザヤ」を是正するために、控除額を借入金残高の0.7%に引き下げます。また、一般住宅については、控除対象となる借入金の限度額も引き下げます。

一般住宅の場合、2022年～2023年居住の場合の控除額は3,000万円×0.7%×13年=273万円(最大)となり、現状の4,000万円×1%×10年(13年)=400万円(520万円)から減額となります。

また、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置がありますが、その限度額も136,500円から97,500円に39,000円減額されます。

適用期限が4年間延長されますが、消費税率引き上げに伴う反動対策としての借入金限度額の上乗せ措置は終了し、住宅性能などに応じた上乗せ措置が設けられます。

中古物件については、リフォームにより良質化した上で販売する買取再販住宅を除き、認定住宅等は3,000万円×0.7%×10年=210万円(最大)で、一般住宅は2,000万円×0.7%×10年=140万円(最大)となります。

現状は中古物件の一般住宅でも4,000万円×1%×10年(13年)=400万円(520万円)が限度額ですので、それに比べると控除額が大きく減少します。

ただし、築年数20年(マンションの場合は25年)以下の要件が撤廃され、昭和57年(1982年)以後の建築であれば要件を満たすこととなり、対象物件が広がります。

2023年以前に建築確認を受けた新築住宅については、所得金額1,000万円以下の者に限り、床面積が40㎡以上に床面積要件が緩和されます。

## 2. 大口株主等の要件の見直し

内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（以下「対象者」）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人の株式等保有割合が100分の3以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。

なお、上記改正は、2023年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用する。

## 3. 財産債務調書制度の見直し

### (1) 提出義務者

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。

### (2) 提出期限

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現在は3月15日）とする（国外財産調書についても同様とする）。

### (3) 記載事項

財産債務調書への記載事項を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（現在は100万円未満）に引き上げるほか、記載事項についての運用上の見直しを行う。

### (4) 適用時期

上記の改正は2023年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

## 4. 居住用財産に係る譲渡所得の特例の延長

次の居住用財産の譲渡に係る特例の適用期限を2023年12月31日まで2年延長する。

- ① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
- ② 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等
- ③ 特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得課税の特例

### 【増税】

発行済株式の3%以上の株式を保有する個人株主（大口株主等）が支払いを受ける上場株式の配当については、分離課税（20.315%）ではなく、総合課税の対象となっています。

現状は、株主個人の持株割合のみで大口株主の判定をしていましたが、同族会社である法人との合計で持株割合が3%以上となる場合には、総合課税の対象とされます。

### 【一】

財産債務調書とは、所得税や相続税申告の適正性を確保する観点から、その保有する財産及び債務の内容を毎年、税務署に届け出る制度です。

現状は、所得金額が2,000万円超で、かつ、総資産が3億円以上又は1億円以上の有価証券を保有する場合に提出義務が課されますが、今後は、総資産10億円以上の者は所得金額が2,000万円以下であっても提出義務が課されます。

財産債務調書を提出しないことのみで課されるペナルティはありませんが、提出がない場合で、その財産債務に係る所得税等の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税が5%加重されます。

### 【減税】

居住用財産を売却し、譲渡損失が生じた場合の損益通算と繰越控除の特例（①が買換えた場合、②がローン残高が残る場合）と、10年超保有の居住用財産の買換え特例の適用期限が2年間延長されます。



### Ⅲ. 相続税・贈与税

#### 1. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

- (1) 適用期限を2023年12月31日まで2年延長する。
- (2) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次の金額とする。

区分	改正前	改正後
耐震、省エネ又はバリアフリー住宅	1,500万円 (1,000万円)	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円 (500万円)	500万円

(注) 改正前のかっこ書きは、消費税率10%以外の場合の非課税限度額

- (3) 対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している家屋とみなす）であることを加える。
- (4) 受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる。

#### 2. 法人版事業承継税制の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を2024年3月31日（現状は2023年3月31日）まで1年間延長する。

項目	期限
特例承継計画の提出	2024年3月31日（1年延長）
後継者への自社株贈与（相続）	2027年12月31日（延長なし）

#### （参考）贈与税の暦年課税制度について

相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

#### 【増税】

2021年12月末が期限とされていた住宅取得資金の贈与の特例について、非課税限度額を引き下げた上で、適用期限を2年間延長します。

非課税限度額は、改正前の住宅取得時に消費税10%を負担していない場合（例えば、個人からの中古物件の購入）と同額になります。

また、中古物件の場合は築年数20年（マンションの場合は25年）以内という築年数要件が撤廃され、昭和57年（1982年）以降に建築された家屋であれば、要件を満たすこととなります。

住宅ローン控除の改正とあわせて、住宅取得を支援する税制は縮小となります。

#### 【一】

事業承継税制の特例制度を利用するために必要な特例承継計画の提出期限が1年間延長されます。

ただし、2027年12月までの事業承継税制の特例制度そのものの適用期限については、「今後とも延長を行わない。事業承継を検討している中小企業経営者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むことを強く期待する」と大綱に記載されました。

#### 【参考】

2021年度税制改正大綱に贈与税の課税制度の見直しについての記載があり、暦年贈与制度の廃止など贈与税課税の見直しが囁かれていましたが、改正は行われませんでした。

左記は、今後の税制改正に当たっての基本的な考え方として大綱に記載された文章ですが、ほぼ2021年大綱と同じ内容です。

## IV. その他の税目

### 1. 電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、2022年1月1日から2023年12月31日までの間に保存義務者が行う電子取引につき、税務署長が電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについてやむをえない事情があると認め、かつ、質問検査権に基づく電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

### 2. 土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置

2022年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）の2022年度の課税標準額を、2021年度の課税標準額に2022年度の評価額の2.5%（現在は5%）を加算した額とする。

ただし、その金額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合は20%相当額とする。

### 3. インボイス制度の登録手続きの見直し（消費税）

(1) 適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しを行う。

① 免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとする。

② 上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が2023年10月1日の属する課税期間中である者を除く）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。

(2) 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとする。

### 4. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式（個人住民税）

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする。

上記の改正は、2024年度以後の個人住民税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

#### 【一】

2022年1月1日から施行される改正電子帳簿保存法では、メールで受領したり、ネット上からダウンロードしたりして取得する請求書や領収書等については、データを印刷して紙で保存できる措置が廃止され、一定の要件を備えたデータ保存が義務付けられます。しかし、システム対応が追いつかないといった実情を踏まえ、2年間は、従前と同様に出力書面による保存を可能とします。

#### 【減税】

2021年度の固定資産税等は、評価替えにより税額が上昇する土地について、2020年度の税額に据え置く措置が講じられていました。

2021年度限りの据置措置でしたが、一部の商業地についてのみ、新たに軽減措置を設けることになりました。

#### 【一】

今後、多くの免税事業者が課税事業者になるかどうかの決断を迫られることから、登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングでインボイス発行事業者となれるようにするため、2023年10月1日から2029年9月30日の属する課税期間においても、課税期間の途中から登録を可能にします。

売手において課税資産の譲渡等に該当するもののみ、買手が作成する仕入明細書の保存での仕入税額控除を可能とします。

#### 【増税】

現行制度では、上場株式の配当について、所得税と住民税において異なる課税方式の選択が可能です。例えば、国民健康保険等の多制度における影響を考慮して、所得税では総合課税、個人住民税で申告不要を選択するケースです。

2024年以降は、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなります。

税制改正に関するより詳しい情報に関しては下記までお問い合わせください。

税理士法人 TOMO 税理士 小高育幸  
(川崎支店) Tel.044-440-3017